

不存在による非公開決定通知書

大 大 保 第 8220 号

令和 8 年 7 月 24 日

株式会社 薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

大阪市長 横山 英幸

令和 8 年 7 月 10 日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	別紙のとおり
公開請求に係る公文書を保有していない理由	令和 6 年 3 月 27 日前後において、小林製薬株式会社から提出された「プベルル酸 (Puberulic Acid)」に関する資料について、本市と厚生労働省との間で協議、連絡、確認及び情報共有が行われた事実はないため、公開請求に係る公文書はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
担 当	健康局生活衛生部生活衛生課食品衛生グループ (電話番号 06-6208-9991) 健康局保健所東部生活衛生監視事務所 (電話番号 06-6267-9888)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【公開請求書に記載された公文書の件名又は内容】

令和6年3月27日前後において、小林製薬株式会社から提出された「プベルル酸 (Puberulic Acid)」に関する資料について、大阪市（健康局・大阪市保健所）と厚生労働省（食品基準審査課その他の関係部局）との間で行われた協議、連絡、確認及び情報共有に関する公文書一式。

対象には、電子メール、会議録、議事メモ、電話記録、報告書、内部共有資料、電子的なチャット・メッセージ記録等を含む。特に、以下の事項が分かる文書を含む。

- 1 小林製薬株式会社が同定したとする「プベルル酸」について、行政機関として妥当と判断した者、判断の日時及びその判断根拠が分かる文書
- 2 小林製薬株式会社から提出された分析結果・同定結果を、厚生労働省又は大阪市が行政判断の根拠として採用するに至った経緯が分かる文書
- 3 「プベルル酸」が紅麹関連健康被害の原因候補物質又は原因物質として行政上取り扱われるに至った経緯が分かる文書
- 4 厚生労働省食品基準審査課から大阪市に対して行われた、助言、指示、情報提供及び見解を示す記録